

第1期大野城市地域福祉計画

[令和6年度～令和8年度]

令和6年2月

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	地域福祉とは	1
2	計画の法的根拠	1
3	計画策定の経緯	1
4	計画の位置付け	2
5	計画の期間	2
第2章	地域福祉を取り巻く現状と課題	
1	本市の現状	3
2	本市の人口推計	10
3	本市の課題	12
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	13
2	基本目標	13
3	施策体系	14
4	圏域の考え方	15
第4章	施策の展開	
1	基本目標1	16
2	基本目標2	19
3	基本目標3	26
第5章	重層的支援体制整備事業について	
1	重層的支援体制整備事業の概要	31
2	本市における重層的支援体制整備事業の取組	32
第6章	計画の進行管理	33
	資料	34

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

地域福祉とは、住民一人ひとりが自分らしくすこやかに生活できるよう、地域住民や民間団体、行政が互いに協力して、高齢や障がい、子育て、生活困窮等さまざまな理由により課題を抱える人の福祉ニーズや地域の福祉課題に対して、それぞれの立場から取り組む考え方です。

地域福祉を推進するためには、地域住民、民間団体、行政のそれぞれが「自助」「互助」「共助」「公助」の視点から役割を果たし、協働する関係づくりを進めていくことが重要です。

2 計画の法的根拠

地域福祉に関する行政計画である市町村地域福祉計画は、社会福祉法第107条第1項に規定されています。

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

地域福祉計画は、行政として住民の地域生活を支えていく手立てを整備するための計画であり、また住民の地域活動を支えていくための計画でもあります。

地域福祉は、多様な人々の協働によって具現化されていくものであり、地域福祉計画は、住民一人ひとりがその地域で暮らして良かったと思えるための取組を関係者全員で生み出す計画ともいえます。

3 計画策定の経緯

政府は、平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、人口減少と少子高齢化が同時進行するわが国の将来を見据え、制度・分野毎の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、地域をともにつくる「地域共生社会」という方向性を打ち出しました。

本市では、その前年の平成27年4月に「大野城市地域福祉活動における市民活動推進計画（以下「市民活動推進計画」という。）」を初めて策定し、各福祉分野（高齢・障がい・子ども）の計画の一部、及び市民活動推進計画の一部を包含して地域福祉計画とみなし、地域福祉の推進に取り組んできました。

この市民活動推進計画は、3年ごとに改定を重ねてきましたが、国が示す地域共生社会の

理念を踏まえ、市独自の地域共生社会の実現に取り組んだ内容といえるものとなっています。

そのような中、地域では、少子高齢化、ライフスタイルの多様化等を背景に、老老介護、ダブルケア、8050問題、ヤングケアラー、ひきこもりなど、制度の狭間で支援の届きにくい問題が顕在化し、福祉課題の複雑化・多様化は進んでいきました。

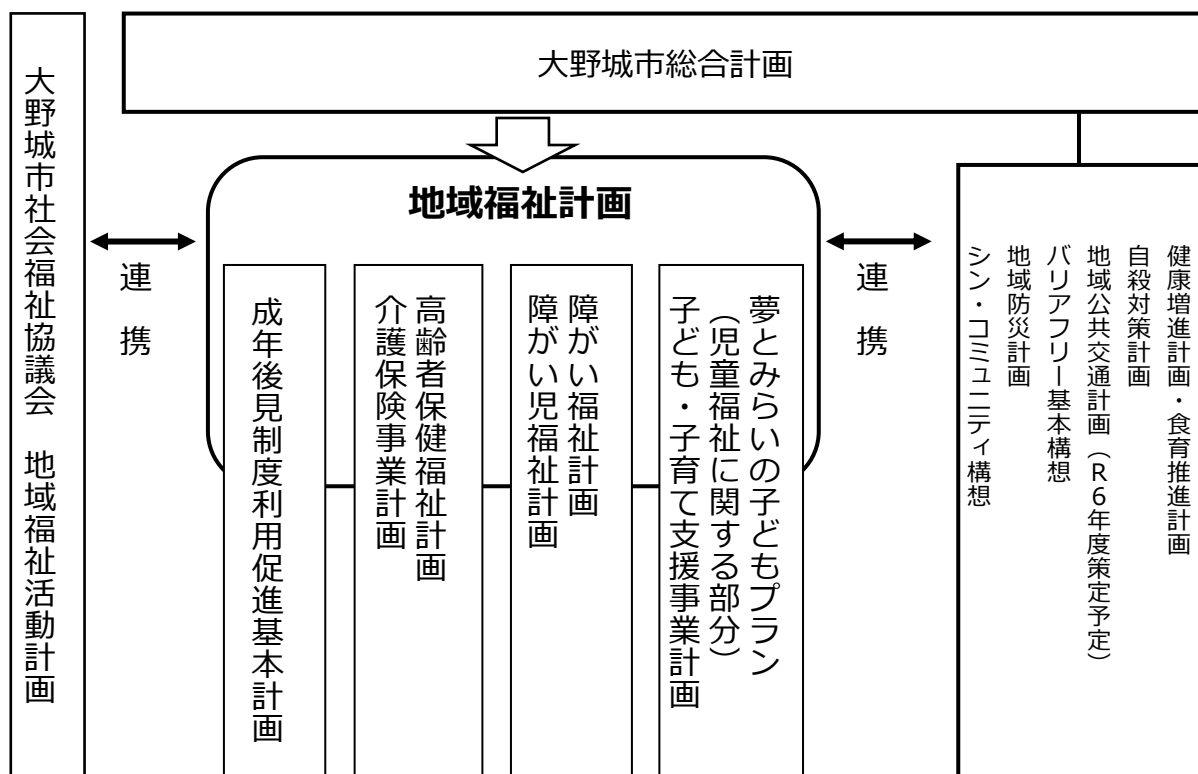
国では、様々な課題に対応する包括的な支援体制の構築を行う重層的支援体制整備事業を令和3年4月に創設しています。

このような状況に鑑み、本市では、地域福祉の更なる推進・強化のために、従来の分散型の策定の手法を変更し、今回、社会福祉法第107条第1項に規定する要素を一つにまとめた計画として、地域福祉計画を策定することとしました。

4 計画の位置付け

大野城市地域福祉計画（以下「本計画」という。）は、次の位置付けにより策定するものです。

- ・大野城市総合計画に対しては、下位計画に位置付けます。
- ・各福祉分野（子ども・高齢・障がい）の計画に対しては、上位計画と位置付けます。
- ・本計画と関係が深いコミュニティ構想等の行政計画と連携し、整合性を図ります。
- ・「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である大野城市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動計画との整合性を図ります。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、他福祉分野の計画期間や地域福祉をめぐる状況を勘案し、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

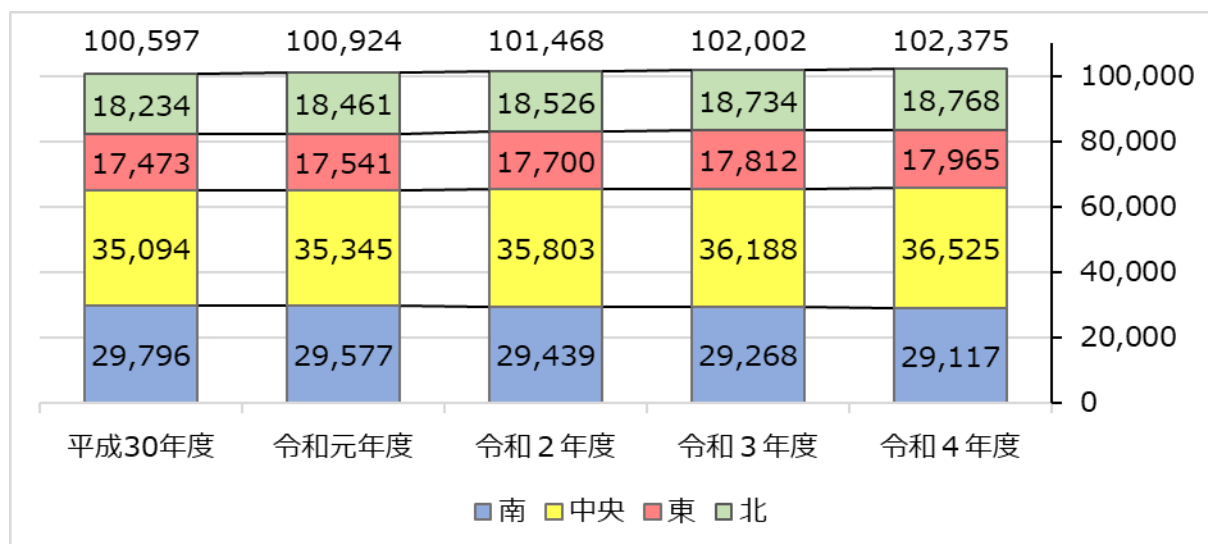
1 本市の現状

(1) 人口

人口は、令和4年度末時点で102,375人となっており、平成30年度と比べ、1,778人(1.8%)増加しています。

年度	人口	各コミュニティ			
		南	中央	東	北
平成30年度	100,597人	29,796人	35,094人	17,473人	18,234人
令和元年度	100,924人	29,577人	35,345人	17,541人	18,461人
令和2年度	101,468人	29,439人	35,803人	17,700人	18,526人
令和3年度	102,002人	29,268人	36,188人	17,812人	18,734人
令和4年度	102,375人	29,117人	36,525人	17,965人	18,768人

※各年度3月末時点の数値

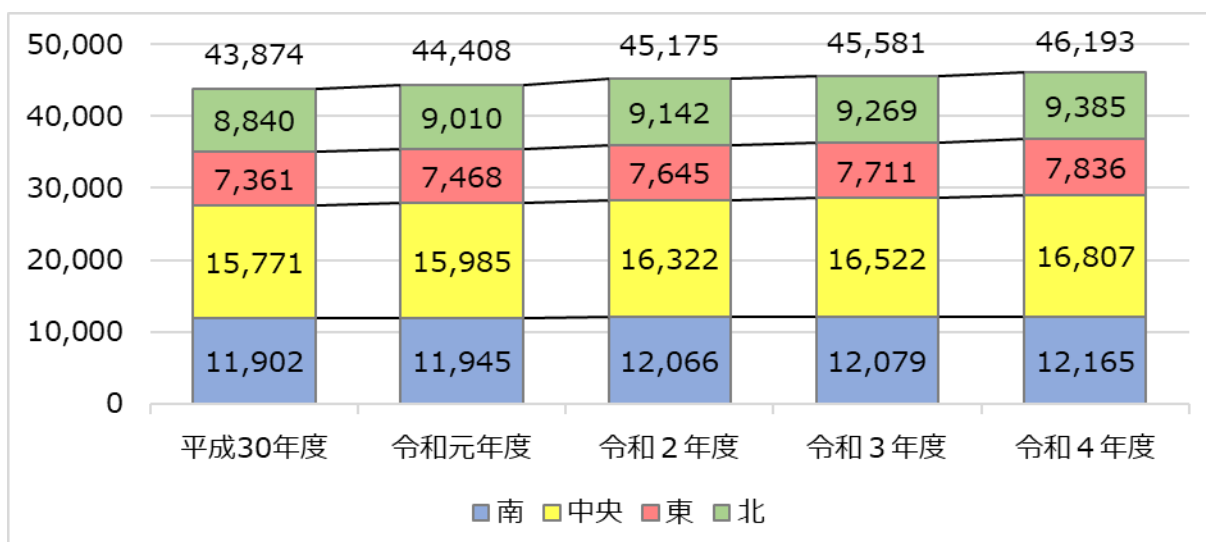


(2) 世帯数

世帯数は、令和4年度末時点で46,193世帯となっており、平成30年度と比べ、2,319世帯(5.3%)増加しています。

年度	世帯数	各コミュニティ			
		南	中央	東	北
平成30年度	43,874世帯	11,902世帯	15,771世帯	7,361世帯	8,840世帯
令和元年度	44,408世帯	11,945世帯	15,985世帯	7,468世帯	9,010世帯
令和2年度	45,175世帯	12,066世帯	16,322世帯	7,645世帯	9,142世帯
令和3年度	45,581世帯	12,079世帯	16,522世帯	7,711世帯	9,269世帯
令和4年度	46,193世帯	12,165世帯	16,807世帯	7,836世帯	9,385世帯

※各年度3月末時点の数値



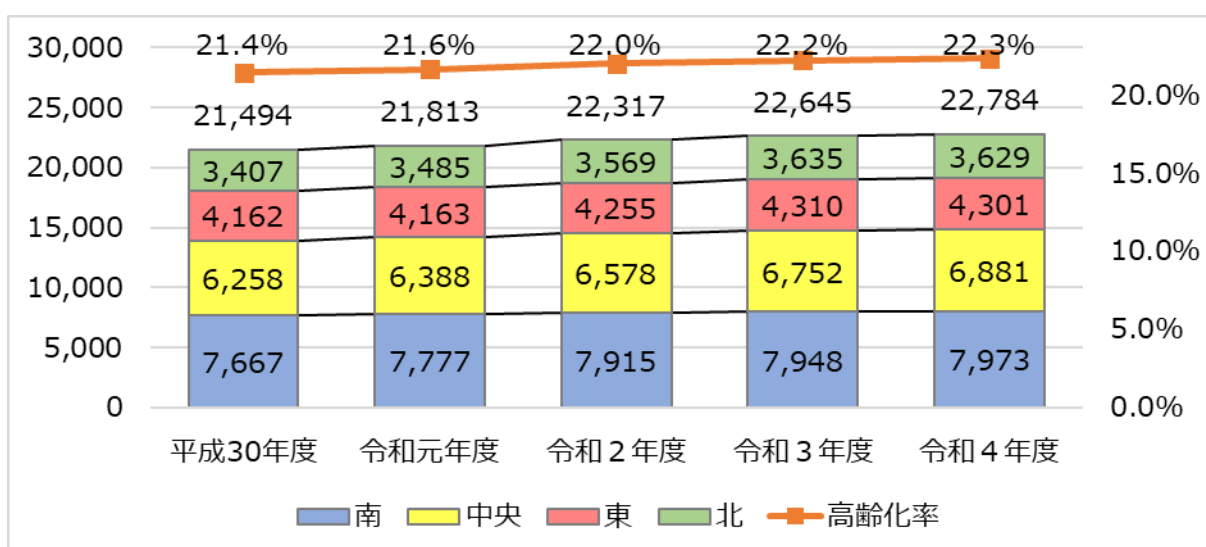
(3) 高齢者数・高齢化率

高齢者数は、令和4年度末時点で22,784人となっており、平成30年度と比べ、1,290人(6.0%)増加しています。

全人口に占める高齢者の割合(高齢化率)は、令和4年度末時点で22.3%となっており、平成30年度と比べ、0.9ポイント増加しています。

年度	高齢者数	高齢化率	各コミュニティ			
			南	中央	東	北
平成30年度	21,494人	21.4%	7,667人	6,258人	4,162人	3,407人
令和元年度	21,813人	21.6%	7,777人	6,388人	4,163人	3,485人
令和2年度	22,317人	22.0%	7,915人	6,578人	4,255人	3,569人
令和3年度	22,645人	22.2%	7,948人	6,752人	4,310人	3,635人
令和4年度	22,784人	22.3%	7,973人	6,881人	4,301人	3,629人

※各年度3月末時点の数値



(4) 独居高齢者数・率

独居高齢者数は、令和4年度末時点で6,699人となっており平成30年度と比べ、825人(14.0%)増加しています。

全高齢者数に占める独居高齢者の率は、令和4年度末時点で29.4%となっており、平成30年度と比べ、2.1ポイント増加しています。

年度	独居高齢者数	独居高齢者の率
平成30年度	5,874人	27.3%
令和元年度	6,287人	28.8%
令和2年度	6,375人	28.6%
令和3年度	6,519人	28.8%
令和4年度	6,699人	29.4%

※各年度3月末時点の数値

(5) 要支援認定数・率(65歳以上)

要支援認定者数は、令和4年度末時点で1,195人となっており、平成30年度と比べ、110人(10.1%)増加しています。

全高齢者数に占める要支援認定者の率は、令和4年度末時点で5.2%となっており、平成30年度と比べ、0.2ポイント増加しています。

年度	要支援認定者数	要支援認定者の率
平成30年度	1,085人	5.0%
令和元年度	1,189人	5.5%
令和2年度	1,199人	5.4%
令和3年度	1,214人	5.4%
令和4年度	1,195人	5.2%

※各年度3月末時点の数値

(6) 要介護認定者数・率(65歳以上)

要介護認定者数は、令和4年度末時点で2,488人となっており、平成30年度と比べ、319人(14.7%)増加しています。

全高齢者数に占める要介護認定者数の率は、令和4年度末時点で10.9%となっており、平成30年度と比べ、0.8ポイント増加しています。

年度	要介護認定者数	要介護認定者の率
平成30年度	2,169人	10.1%
令和元年度	2,155人	9.9%
令和2年度	2,272人	10.2%
令和3年度	2,376人	10.5%
令和4年度	2,488人	10.9%

※各年度3月末時点の数値

(7) 身体障害者手帳所持者数・率

身体障害者手帳所持者数は、令和4年度末時点で2,793人となっており、平成30年度と比べ、27人(1.0%)増加しています。

全人口に占める身体障害者手帳所持者の率は、令和4年度末時点で2.7%となっており、平成30年度と同率となっています。

年度	身体障害者手帳所持者数	身体障害者手帳所持者の率
平成30年度	2,766人	2.7%
令和元年度	2,779人	2.8%
令和2年度	2,796人	2.8%
令和3年度	2,837人	2.8%
令和4年度	2,793人	2.7%

※各年度3月末時点の数値

(8) 療育手帳所持者数・率

療育手帳所持者数は、令和4年度末時点で728人となっており、平成30年度と比べ、141人(24.0%)増加しています。

全人口に占める療育手帳所持者の率は、令和4年度末時点で0.7%となっており、平成30年度と比べ、0.1ポイント増加しています。

年度	療育手帳所持者数	療育手帳所持者の率
平成30年度	587人	0.6%
令和元年度	632人	0.6%
令和2年度	693人	0.7%
令和3年度	729人	0.7%
令和4年度	728人	0.7%

※各年度3月末時点の数値

(9) 精神保健福祉手帳所持者数・率

精神保健福祉手帳所持者数は、令和4年度末時点で1,031人となっており、平成30年度と比べ、267人(34.9%)増加しています。

全人口に占める精神保健福祉手帳所持者の率は、令和4年度末時点で1.0%となっており、平成30年度と比べ、0.2ポイント増加しています。

年度	精神保健福祉手帳所持者数	精神保健福祉手帳所持者の率
平成30年度	764人	0.8%
令和元年度	837人	0.8%
令和2年度	910人	0.9%
令和3年度	991人	1.0%
令和4年度	1,031人	1.0%

※各年度3月末時点の数値

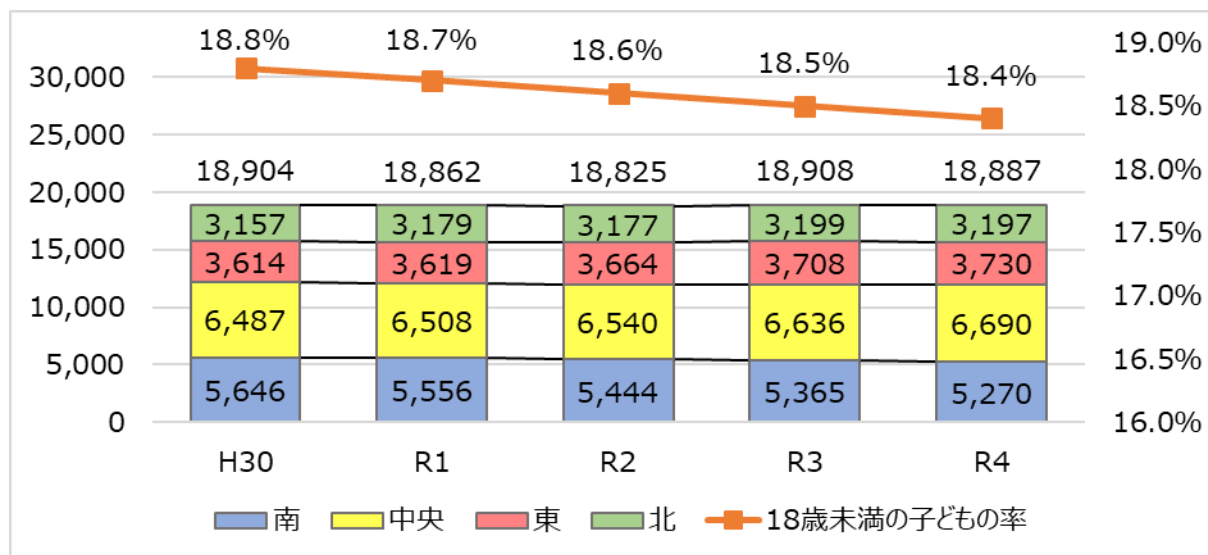
(10) 18歳未満の子どもの数・率

18歳未満の子どもの数は、令和4年度末時点で18,887人となっており、平成30年度と比べ、17人(0.09%)減少しています。

全人口に占める18歳未満の子どもの率は、令和4年度末時点で18.4%となっており、平成30年度と比べ、0.4ポイント減少しています。

年度	18歳未満の子どもの数	18歳未満の子どもの率	各コミュニティ			
			南	中央	東	北
平成30年度	18,904人	18.8%	5,646人	6,487人	3,614人	3,157人
令和元年度	18,862人	18.7%	5,556人	6,508人	3,619人	3,179人
令和2年度	18,825人	18.6%	5,444人	6,540人	3,664人	3,177人
令和3年度	18,908人	18.5%	5,365人	6,636人	3,708人	3,199人
令和4年度	18,887人	18.4%	5,270人	6,690人	3,730人	3,197人

※各年度3月末時点の数値



(11) 児童扶養手当受給世帯数・率

児童扶養手当受給世帯数は、令和4年度末時点で771人となっており、平成30年度と比べ、73人(8.6%)減少しています。

全世帯に占める児童扶養手当受給世帯の率は、令和4年度末時点で1.7%となっており、平成30年度と比べ、0.2ポイント減少しています。

年度	児童扶養手当受給世帯数	児童扶養手当受給世帯の率
平成30年度	844人	1.9%
令和元年度	798人	1.8%
令和2年度	799人	1.8%
令和3年度	792人	1.7%
令和4年度	771人	1.7%

※各年度3月末時点の数値

(12) 生活保護世帯数・率

生活保護世帯数は、令和4年度時点で899世帯となっており、平成30年度と比べ、6世帯(0.7%)増加しています。

全世帯に占める生活保護世帯の率は、令和4年度時点で1.9%となっており、平成30年度と比べ、0.1ポイント減少しています。

年度	生活保護世帯数	生活保護世帯の率
平成30年度	893世帯	2.0%
令和元年度	889世帯	2.0%
令和2年度	892世帯	2.0%
令和3年度	898世帯	2.0%
令和4年度	899世帯	1.9%

※各年度平均の数値

(13) 民生委員・児童委員数・充足率

民生委員・児童委員数は、令和4年度末時点で103人となっており、平成30年度と比べ、1人(1.0%)減少しています。

定数(109人)に対する充足率は、令和4年度末時点で94.5%となっており、平成30年度と比べ、0.9ポイント減少しています。

年度	民生委員・児童委員数	定数に対する充足率
平成30年度	104人	95.4%
令和元年度	102人	93.6%
令和2年度	104人	95.4%
令和3年度	101人	92.7%
令和4年度	103人	94.5%

※各年度3月末時点の数値

(14) ボランティアの活動状況

① おおのじょうボランティアセンター登録者・登録団体数

登録者数は、令和4年度末時点で978人となっており、平成30年度と比べ、86人(9.6%)増加しています。

登録団体数は、令和4年度末時点で40団体となっており、平成30年度と比べ、7団体(21.2%)増加しています。

年度	登録者数	登録団体数
平成30年度	892人	33団体
令和元年度	968人	37団体
令和2年度	872人	36団体
令和3年度	891人	40団体
令和4年度	978人	40団体

※各年度3月末時点の数値

② 介護予防ボランティア登録者数

介護予防ボランティア登録者数は、令和4年度末時点で168人となっており、平成30年度と比べ、6人(3.7%)増加しています。

年度	登録者数
平成30年度	162人
令和元年度	173人
令和2年度	180人
令和3年度	171人
令和4年度	168人

※各年度3月末時点の数値

③ 使ってバンク「おタスケさん」登録者数

使ってバンク(暮らしのサポート事業)のボランティアである「おタスケさん」登録者数は、令和4年度末時点で213人となっており、平成30年度と比べ、4人(1.9%)増加しています。

年度	登録者数
平成30年度	209人
令和元年度	209人
令和2年度	208人
令和3年度	219人
令和4年度	213人

※各年度3月末時点の数値

④ まどかぷらっと登録者数

市民公益活動促進プラットフォームにおけるポイント付与制度である、まどかぷらっとの登録者数は、令和4年度末時点で3,733人となっており、令和元年度と比べ、2,063人(123.5%)増加しています。

まどかぷらっと登録団体数は、令和4年度末時点で83団体となっており、令和元年度と比べ、21団体(33.9%)増加しています。

年度	個人登録者数	登録団体数
平成30年度	—	—
令和元年度	1,670人	62団体
令和2年度	2,280人	69団体
令和3年度	2,825人	74団体
令和4年度	3,733人	83団体

※各年度3月末時点の数値

※本事業は令和元年度から開始

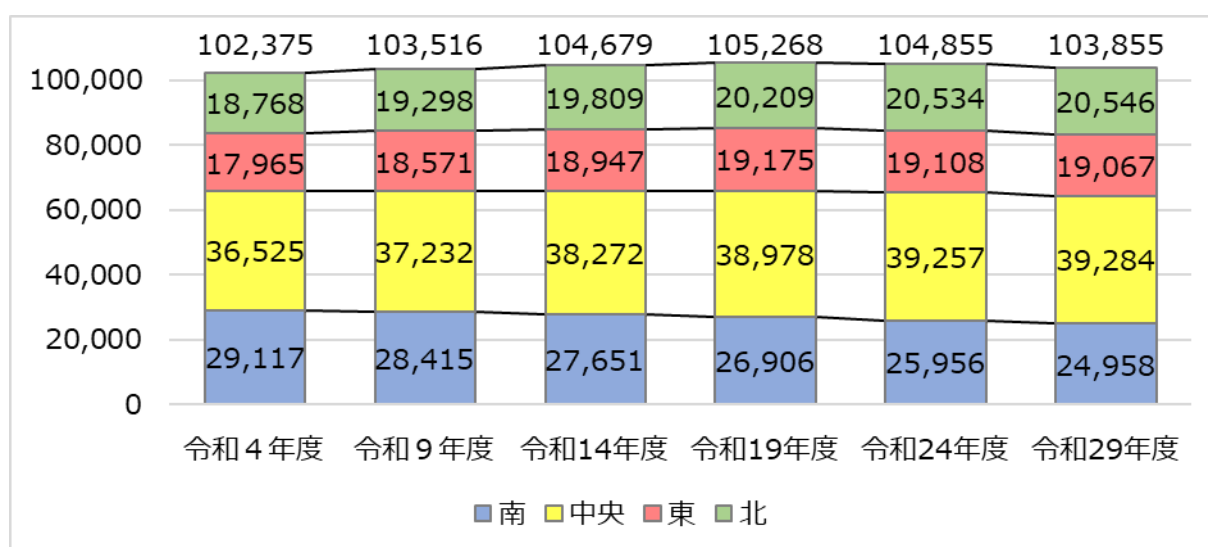
2 本市の人口推計

(1) 人口

人口は、令和19年度までは増加し、その後、減少していく見込みです。

年度	人口	各コミュニティ			
		南	中央	東	北
令和4年度	102,375人	29,117人	36,525人	17,965人	18,768人
令和9年度	103,516人	28,415人	37,232人	18,571人	19,298人
令和14年度	104,679人	27,651人	38,272人	18,947人	19,809人
令和19年度	105,268人	26,906人	38,978人	19,175人	20,209人
令和24年度	104,855人	25,956人	39,257人	19,108人	20,534人
令和29年度	103,855人	24,958人	39,284人	19,067人	20,546人

※各年度3月末時点の数値



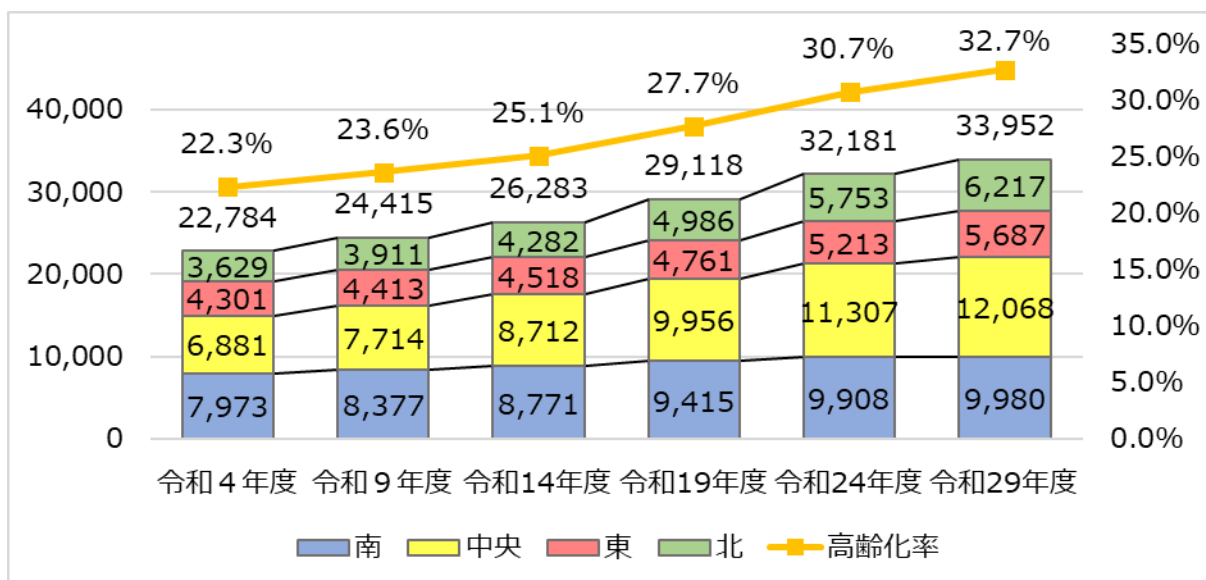
(2) 高齢者数・高齢化率

高齢者数は、令和29年度末時点で33,952人と推計され、令和4年度と比べ、11,168人(49.0%)増加すると見込まれます。

全人口に占める高齢者の率(高齢化率)は、令和29年度末時点で32.7%と推計され、令和4年度と比べ、10.4ポイント増加すると見込まれます。

年度	高齢者数	高齢化率	各コミュニティ			
			南	中央	東	北
令和4年度	22,784人	22.3%	7,973人	6,881人	4,301人	3,629人
令和9年度	24,415人	23.6%	8,377人	7,714人	4,413人	3,911人
令和14年度	26,283人	25.1%	8,771人	8,712人	4,518人	4,282人
令和19年度	29,118人	27.7%	9,415人	9,956人	4,761人	4,986人
令和24年度	32,181人	30.7%	9,908人	11,307人	5,213人	5,753人
令和29年度	33,952人	32.7%	9,980人	12,068人	5,687人	6,217人

※各年度3月末時点の数値



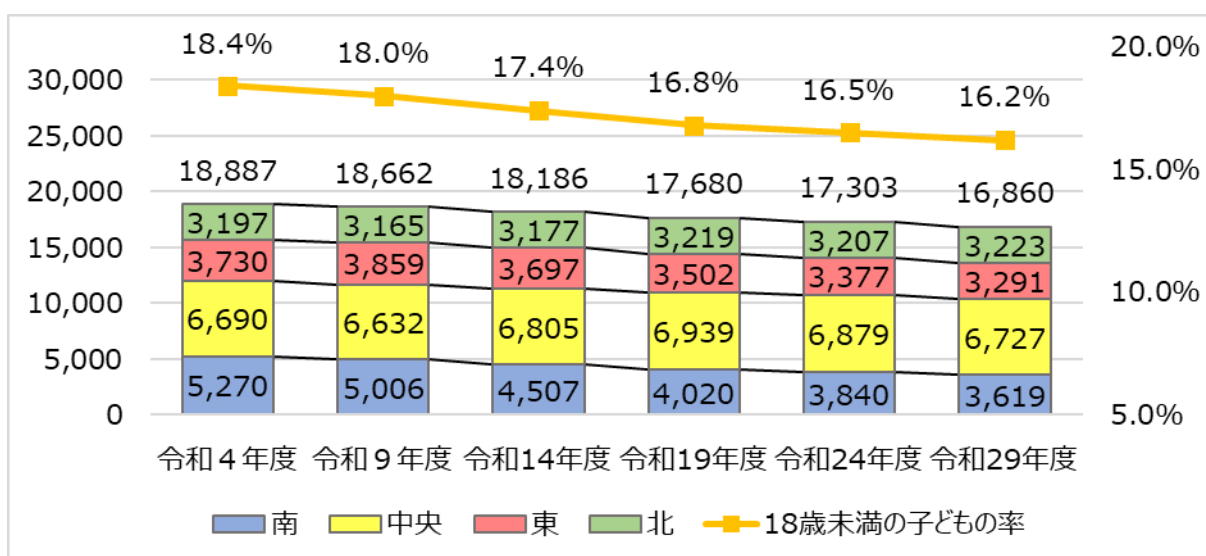
(3) 18歳未満の子どもの数・率

18歳未満の子どもの数は、令和29年度末時点で16,860人と推計され、令和4年度と比べ、2,027人(10.7%)減少すると見込まれます。

全人口に占める18歳未満の子どもの率は、令和29年度末時点で16.2%となっており、令和4年度と比べ、2.2ポイント減少すると見込まれます。

年度	18歳未満の子どもの数	18歳未満の子どもの率	各コミュニティ			
			南	中央	東	北
令和4年度	18,887人	18.4%	5,270人	6,690人	3,730人	3,197人
令和9年度	18,662人	18.0%	5,006人	6,632人	3,859人	3,165人
令和14年度	18,186人	17.4%	4,507人	6,805人	3,697人	3,177人
令和19年度	17,680人	16.8%	4,020人	6,939人	3,502人	3,219人
令和24年度	17,303人	16.5%	3,840人	6,879人	3,377人	3,207人
令和29年度	16,860人	16.2%	3,619人	6,727人	3,291人	3,223人

※各年度3月末時点の数値



3 本市の課題

やすらぎのまち市民協議会（市民活動推進計画の進捗管理機関）、市民ワークショップ、庁内作業部会を通じて、本市の地域福祉における主な課題を整理しました。

課題1 福祉教育に関する課題

おおのじょうボランティアセンターやまどかぷらっと登録者数は、順調に増加していますが、その反面、地域福祉の要となる民生委員・児童委員や福祉推進委員の人材の確保については、苦慮している地域が多い実態があります。

地域福祉の担い手づくりのために、各種イベントや講座等を現在、実施していますが、さらに一人でも多くの市民が地域や福祉への関心をもつことができるように子どもから高齢者まで、生涯を通じて、福祉教育を受けることができる環境を整備する必要があります。

課題2 生活支援体制整備事業に関する課題

今後、高齢化の進行とともに、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加が見込まれる中で、市民や民間団体、市が連携し、高齢者の社会参加を促し、介護予防を推進するとともに、日常生活支援の体制を充実させる必要があります。

本問題に対応していくために、地域包括ケアシステムの構築の柱の一つである生活支援体制整備事業を推進し、すでに設置・運営されている第1層協議体（市全域に関する協議体）、第2層協議体（地区コミュニティ単位の協議体）のほか、第3層協議体（区単位の協議体）の設置の推進と内容の充実を図っていくことが求められます。

課題3 重層的支援体制整備事業に関する課題

少子高齢化、ライフスタイルの多様化等を背景に、老老介護、ダブルケア、8050 問題、ヤングケアラー、ひきこもりなど、既存の枠組みによる支援だけでは対応しきれない、生活課題の多様化・複雑化、「制度の狭間」問題の顕在化現象がみられます。

これらの問題に対応していくために、重層的支援体制整備事業の実施の検討が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

「みんながつながり・支え合う あたたかな福祉のまちづくりを進めよう」

市民一人ひとりが、「支える人」「支えられる人」という関係を超えて、地域の活動に「わがごと」として関わり、自助・互助の力を構築し、公的な福祉サービスと協働し、お互いに支え合いながら、市民のだれもが自分らしくすこやかに生活できるまちづくりの実現、「地域共生社会」の実現を目指します。

2 基本目標

基本理念及び本市の3つの課題を踏まえて、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 人をつくる～全世代に対する福祉教育の取組～

市民一人ひとりが、「支える人」「支えられる人」という関係を超えて、地域の活動に「わがごと」として参画できるきっかけができるよう、地域や福祉について市民が学ぶことができる場づくりや、地域の活動に参加しやすいしくみづくりに取り組みます。

基本目標2 地域をつくる～「わがごと」の地域づくり～

市民や民間団体、行政がつながり、地域の福祉課題に取り組める体制が整えられるよう、つながりの場づくりや、市民がそれぞれの「わがごと」を通じて、市民同士の支え合いの活動を積極的かつ安定的に取り組めるようなしくみづくりを進めます。

基本目標3 相談支援体制をつくる～「まるごと」の支援体制づくり～

市民の「困りごと」に対して、適切かつ迅速に対応していくために、各分野の相談支援体制の充実を図るとともに、複雑化・複合化したニーズに対応するために、分野を横断して包括的に「まるごと」支援できる体制の構築を進めていきます。

また、孤立や孤独のために取り残される市民が生じないよう、潜在化しているニーズの早期把握等に取り組めます。

※基本目標3に基づく取組は、従来の福祉分野の計画にはない新たな取組となります。

3 施策体系

基本理念の実現に向け設定した3つの基本目標の達成に向けて、地域福祉を推進するための施策体系を次のとおり整理します。

また、本市の3つの課題に直接対応する施策(※)については、重点施策とし、達成状況を把握するために目標値を設定します。

基本目標	施策展開
基本目標1 人をつくる ～全世代に対する 福祉教育の取組～	施策1 子どもから大人まで福祉教育の充実 重点施策1
	施策2 参加しやすい地域づくり
基本目標2 地域をつくる ～「わがごと」の 地域づくり～	施策1 心をつなぐ居場所・交流の場づくり
	施策2 平時における地域の支え合いの推進 重点施策2
	施策3 災害時における地域の支え合いの推進
	施策4 地域福祉活動への支援
	施策5 社会福祉法人の公益的な取組の推進
	施策6 外出・買い物支援の推進
基本目標3 相談支援体制をつくる ～「まるごと」の 支援体制づくり～	施策1 情報発信と「困りごと」の早期把握
	施策2 相談支援体制の充実 重点施策3
	施策3 権利擁護支援の取組
	施策4 アウトリーチを通じた継続的支援

(※)課題と重点施策との対応状況

課題	対応する重点施策
課題1 福祉教育に関する課題	重点施策1
課題2 生活支援体制整備事業に関する課題	重点施策2
課題3 重層的支援体制整備事業に関する課題	重点施策3

4 圏域の考え方

地域福祉を推進する上での圏域は、市民に身近な圏域である区、コミュニティ構想に基づく圏域等である地区コミュニティ、さらに市全域になります。

福祉課題の内容に応じて、それぞれの圏域内や圏域間のネットワークを活用し、重層的に課題解決に取り組みながら、地域福祉を推進していくことが必要となります。

		市全域	
		コミュニティ（4圏域）	
		区（28圏域）	
世帯			

項目		区	地区コミュニティ	市全域
主 な 活動拠点		公民館 老人憩の家	コミュニティセンター	総合福祉センター 青少年の居場所「ユープレ」 高齢者生きがい創造センター すこやか交流プラザ
主な 活動 内容 ・ 団体	市民	区福祉推進委員会 自主防災組織 地区子ども会 親子サロン こども食堂 生活支援体制整備事業（第3層） 単位シニアクラブ 高齢者サロン	コミュニティ運営協議会福祉部 地区民生委員児童委員協議会 生活支援体制整備事業（第2層） 地区子ども会育成会連絡協議会	民生委員児童委員連合協議会 福祉委員会 子ども会育成会連絡協議会 シニアクラブ連合会 障がい者当事者団体 ひとり親家庭当事者団体
	民間 団体	こども食堂	地区地域包括支援センター	おおのじょうボランティアセンター
	市		アンビシャス広場 パートナーシップ活動支援センター	れいわ子ども情報センター 子ども家庭総合支援拠点 子育て世代包括支援センター 基幹型地域包括支援センター 生活支援体制整備事業（第1層） 障がい者（児）基幹相談支援センター

第4章 施策の展開

1 基本目標1 人をつくる～全世代に対する福祉教育の取組～

施策1	子どもから大人まで福祉教育の充実 重点施策1
-----	-------------------------------

子どもから大人まで市民一人ひとりが、自らが暮らす地域や福祉のことを知ることで、意識や関心を高め、「わがごと」として地域の福祉課題を捉えることができるよう、学びの場づくりに取り組みます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①子どもの学びの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● ふくしフェスティバルを通じて、小・中・高校生に対して、福祉教育の取組を進めます。 ● 市社会福祉協議会と連携し、小学校における福祉教育推進校の取組を進めます。 ● ランドセルクラブを通じて、小学生に対する福祉教育の取組を進めます。
②大人の学びの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● ふくしフェスティバルを通じて、幅広い層の市民に対して、福祉教育の取組を進めます。 ● 認知症サポーター養成講座を通じて、今後、増加が見込まれる認知症患者に対する理解促進の取組を進めます。 ● 成年後見講演会を通じて、今後、利用者の増加が見込まれる成年後見制度に対する理解促進の取組を進めます。 ● 手話奉仕員養成講座を通じて、地域のろう者のよき隣人となる手話奉仕員を養成します。 ● みんなのチャレンジアート展を通じて、障がい者に対する理解促進の取組を進めます。 ● 障がい児者を対象としたスポーツ大会を通じて、障がい児者に対する理解促進の取組を進めます。 ● 障がいに関する講演会・講座を通じて、障がい児者に対する理解促進の取組を進めます。 ● 高齢・障がいの各福祉分野における出前講座を通じて、市民に対する福祉教育の取組を進めます。 ● 市社会福祉協議会と連携し、教員や地域支援者等を対象とした福祉教育研修会の取組を進めます。 ● 障がい者・高齢者等福祉団体助成事業を通じて、民間活力を活用した福祉教育の取組を進めます。【市補助事業】

目標

指標	現状値	目標値
認知症サポーター数 (認知症サポーター養成講座修了者数)	1,350 人 (令和4年度)	2,000 人 (令和8年度)
成年後見制度に対する高齢者の認知度	13.7% (令和4年度)	25.0% (令和7年度)

施策2	参加しやすい地域づくり
-----	-------------

市民一人ひとりが、自身のライフステージやライフスタイル、地域や福祉への意識・関心に応じて、地域福祉活動に参加できるよう、参加しやすい環境づくりに取り組みます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①全市的な活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市社会福祉協議会が運営しているおおのじょうボランティアセンターを通じて、ボランティア活動への参加促進を図ります。【市補助事業】 ● 青少年のボランティア団体を通じて、ボランティア活動への参加促進の取組を進めます。 ● 介護予防ボランティア事業を通じて、ボランティア活動への参加促進の取組を進めます。
②区・コミュニティ活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 区や地区コミュニティ単位での地域福祉活動への参加促進を図ります。【市補助事業】 ● パートナーシップ活動支援センターを通じて、地区コミュニティの地域活動やボランティア活動への参加促進の取組を進めます。

2 基本目標2 地域をつくる～「わがごと」の地域づくり～

施策1	心をつなぐ居場所・交流の場づくり
-----	------------------

誰一人孤立させないまちづくりを目指し、市民が安心して過ごすことができる居場所や、気軽に集える交流の場づくりに取り組みます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①子どもの居場所づくりの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年の居場所「ユープレ」を通じて、施設を有効活用しながら、青少年の居場所づくりの取組を進めます。 ● アンビシャス広場を通じて、子どもの居場所づくりの取組を進めます。 ● 区や民間団体が開催しているこども食堂を通じて、子どもの居場所づくりの推進を図ります。【市協力事業】
②子育て世代の交流の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● れいわ子ども情報センター、ぞうさんひろば、ファミリー交流センターを通じて、子育て世代の交流の場づくりの取組を進めます。 ● 区が開催している親子サロンを通じて、子育て世代の交流の場づくりの推進を図ります。【市補助・協力事業】 ● 市社会福祉協議会が実施している福祉バス運行事業を通じて、子育て世代の交流の場の機会創出を図ります。【市補助事業】
③高齢者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 各区のシニアクラブを通じて、高齢者の社会参加の促進を図ります。【市補助事業】 ● シニア大学を通じて、高齢者の社会参加促進の取組を進めます。 ● 区が開催している高齢者サロンや敬老会を通じて、高齢者の交流の場づくりの推進を図ります。【市補助・協力事業】 ● 介護予防事業である足元気教室、音楽サロン、健康づくりミニデイ、ケア・トランポリン教室を通じて、高齢者の社会参加促進の取組を進めます。 ● 認知症カフェを通じて、認知症患者やその家族の交流の場づくりの取組を進めます。 ● 市シルバー人材センターを通じて、就労意欲を持つ高齢者の社会参加の促進を図ります。【市補助事業】

施策の方向性	主な取組
③高齢者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区コミュニティ単位で実施している高齢者の交流の場づくりの取組の推進を図ります。【市補助・協力事業】 ● 市社会福祉協議会が実施している福祉バス運行事業を通じて、高齢者の社会参加の促進を図ります。【市補助事業】
④障がい者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 筑紫地区地域活動支援センターを通じて、障がい者の社会との交流促進の取組を進めます。 ● みんなのチャレンジアート展を通じて、障がい者の社会参加促進の取組を進めます。 ● 障がい児者を対象としたスポーツ大会を通じて、障がい者の社会参加の取組を進めます。 ● 市社会福祉協議会が実施している福祉バス運行事業、リフトカー運行事業を通じて、障がい者に対する社会参加の促進を図ります。【市補助事業】
⑤属性を問わない参加支援の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 区や民間団体が開催しているこども食堂を通じて、幅広い世代の居場所づくりの推進を図ります。【市協力事業】 ● 属性を問わない参加支援の取組（居場所・交流・就労の場づくり）について、実施の検討を進めていきます。 ● マンション居住者に対し、市社会福祉協議会が区と連携し実施している地域づくりの取組（マンション居住者に対する福祉教育等）に連携協力し、マンション居住者が地域とつながる機会を創出していきます。

施策2 平時における地域の支え合いの推進 **重点施策2**

普段から地域の中で顔の見える関係を築けるよう、市民同士がつながり、支え合うことができる地域づくりに取り組みます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①生活支援体制整備事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1層協議体（全市単位）、第2層協議体（地区コミュニティ単位）において、地域課題の抽出や課題解決に向けた取組を進めます。 ● 区に対して、第3層協議体（区単位）の設置の推進を図ります。
②民生委員・児童委員活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員に対して、的確なコーディネートを行うとともに、担い手不足の解消を図ります。
③地域ケア会議の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 各区で実施している地域ケア会議と連携し、高齢者の見守り等の取組を進めます。
④当事者同士の支え合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ファミリー・サポート・センターおおのじょうを通じて、子育て時の助け合いの推進を図ります。 ● 子ども会を通じて、子育て世代の支え合いの推進を図ります。 ● シニアクラブを通じて、高齢者同士の支え合いの推進を図ります。 ● 障がい児者やその家族の団体を通じて、障がい児者世帯の支え合いの推進を図ります。

目標

指標	現状値	目標値
生活支援体制整備事業を通じて課題解決に取り組んだ件数（累計）	9件 （令和4年度）	25件 （令和8年度）
民生委員・児童委員の定員充足率	94.5% （令和4年度末）	100.0% （令和8年度末）

施策3	災害時における地域の支え合いの推進
------------	--------------------------

災害時に誰一人逃げ遅れることがないよう、市民同士が助け合うことができる地域づくりに取り組みます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①災害時における地域の支え合いの推進	<ul style="list-style-type: none">● 区と連携し、自主防災組織の機能のうち避難行動要支援者に対する支援の充実を図ります。● 避難行動要支援者ごとに避難する場所や避難方法、避難支援者等の情報を記載した個別避難計画の充実を図ります。● 民生委員等の地域支援者と連携し、見守りマップの作成を通じて、避難行動要支援者の支援体制の強化を図ります。● 市社会福祉協議会と連携し、災害時の移送や物資配送等の支援活動の充実を図ります。● 民間の福祉事業所と連携し、福祉避難所の体制整備を進めます。

施策4	地域福祉活動への支援
------------	-------------------

地域福祉活動をしている団体やボランティアが、積極的かつ継続的に活動ができるよう、多方面から活動支援に取り組めます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①全市的な活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 市社会福祉協議会が運営しているおおのじょうボランティアセンターを通じて、ボランティアの育成・支援を図ります。【市補助事業】 ● 青少年のボランティア団体を通じて、ボランティアの育成・支援の取組を進めます。 ● 介護予防ボランティア事業を通じて、ボランティアの育成・支援の取組を進めます。 ● 障がい者・高齢者等福祉団体助成事業を通じて、おおのじょうボランティアセンター登録団体の活動に対する支援を行います。【市補助事業】
②区・コミュニティ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 区や地区コミュニティ単位での地域福祉活動の促進を図ります。【市補助事業】 ● パートナーシップ活動支援センターを通じて、地区コミュニティの地域活動やボランティア活動の支援を進めます。 ● 各コミュニティ運営協議会が「コミュニティ別まちづくり計画」に基づき行う地域課題解決のための取組を支援します。 ● 共働事業提案制度を通じて、地域活動やボランティア活動の支援を進めます。

施策5	社会福祉法人の公益的な取組の推進
-----	------------------

平成 28 年改正の社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①社会福祉法人の公益的な取組の推進	● 市社会福祉協議会を通じて、市内の社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進を図ります。

施策6	外出・買い物支援の推進
------------	--------------------

外出時の移動手段がない市民が、生活に支障を来すことがないように、多方面から外出・買い物支援に取り組みます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①外出支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動支援事業、福祉タクシー助成事業、福祉車両購入費助成事業、自動車改造助成事業、自動車運転免許取得助成事業を通じて、障がい児者に対する外出支援の取組を進めます。 ● 高齢者の外出支援について、市内の社会福祉法人や医療法人等と連携し、令和6年8月から訪問型サービスD（移動支援）事業を新たに実施する予定です。 ● コミュニティバスを含む地域公共交通事業を通じて、外出時に移動手段がない市民に対する外出支援の取組を進めます。 ● 市社会福祉協議会が実施しているリフトカー運行事業を通じて、高齢者や障がい児者に対する外出支援を推進します。【市補助事業】 ● 高齢者等に対する外出支援を実施しているコミュニティ運営協議会の取組を支援します。【市補助事業】
②買い物支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● パートナーシップ活動支援センター、民間事業者と連携して、買い物支援の取組を進めます。 ● 高齢者等に対する買い物支援を実施しているコミュニティ運営協議会の取組を支援します。【市補助事業】

3 基本目標3 相談支援体制をつくる～「まるごと」の支援体制づくり～

施策1	情報発信と「困りごと」の早期把握
-----	------------------

福祉に関する情報について、市民が必要な時に容易に正しく得ることができ、サービスの利用等につなぐことができるよう、多様な媒体を活用した情報発信に取り組みます。

また、「自ら相談やSOSの声を挙げられない人」等、潜在化しているニーズを早期に把握し、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関と連携した取組を進めます。

さらに、市民の生命や身体に重大な被害を及ぼす事態を回避するために、緊急時への対応の取組を進めます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスの内容について、広報紙、ホームページ、SNS、冊子を有効に活用した情報発信の取組を進めます。
②「困りごと」の早期把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊産婦・新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問事業により、妊産婦や新生児がいる家庭の全戸訪問を行い、「困りごと」の早期把握の取組を進めます。 ● れいわ子ども情報センター、青少年の居場所「ユープレ」、こども食堂等において、気になる子どもや親子の早期把握の取組を進めます。 ● 地域包括支援センターと連携し、アウトリーチの充実を図りながら、高齢者の「困りごと」の早期把握の取組を進めます。 ● 各区で実施している地域ケア会議と連携し、高齢者等の「困りごと」の早期把握の取組を進めます。 ● 民生委員・児童委員と連携し、アウトリーチの充実を図りながら、高齢者等の「困りごと」の早期把握の取組を進めます。 ● 介護サービス相談員、障がい者相談員、ゲートキーパーと連携し、市民の「困りごと」の早期把握の取組を進めます。
③緊急時への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急まどかコール事業、緊急連絡カード事業、高齢者ICT見守り事業（あんしんまどか）、高齢者等搜索位置検索事業（ここだよまどか）、高齢者搜索身元確認事業（みつけてまどか）を通じ、高齢者等に対して、緊急時の適切な対応を図ります。 ● 民間事業者（ライフライン事業者、新聞販売店等）と連携し、気になる市民宅の早期把握の取組を進めます。 ● 災害時に速やかに情報伝達できるよう、災害情報等配信サービスなどのさまざまな情報手段の周知に努めます。

施策2

相談支援体制の充実 重点施策3

地域で支援を必要とする人の課題を的確に把握し、必要な支援につなぐことができるよう、各分野の相談支援機関が、関係機関と連携し分野ごとの相談支援に取り組みます。

また、複数の福祉課題や制度の挟間となる課題に対しては、複数分野が連携することにより、「まるごと」対応できる相談支援体制の整備を進めます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①支援ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者分野では、地域包括ケアネットワーク協議会、ケアマネジメント調整会議、居宅介護支援事業者連絡会、介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営委員会、成年後見運営協議会、生活支援体制整備事業の各協議体、地域ケア会議等を通じて、関係機関や地域との支援ネットワークの強化を図ります。 ● 障がい児者分野では、自立支援協議会等を通じて、関係機関との支援ネットワークの強化を図ります。 ● 子ども分野では、保育所・幼稚園、学校や要保護児童対策地域協議会等を通じて、関係機関との支援ネットワークの強化を図ります。 ● 生活困窮者分野では、生活困窮者自立支援事業支援調整会議等を通じて、関係機関との支援ネットワークの強化を図ります。 ● 重層的支援体制整備事業の一環として、属性や世代を問わない包括的な相談支援の体制づくりを行い、複数の福祉課題や制度の挟間となる課題に対しても対応できる体制の構築を進めます。
②高齢者に対する相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターを中心として、高齢者に対する相談支援体制の充実を図ります。
③障がい児者に対する相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者(児)基幹相談支援センターを中心として、障がい児者に対する相談支援体制の充実を図ります。
④子どもに関する相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に、母子保健及び児童福祉に関する一体的な支援を行う、こども家庭センターを令和6年4月に設置する予定です。 ● こども家庭センター、教育サポートセンターを中心として、子どもや子育て世帯に対する相談支援体制の充実を図ります。

施策の方向性	主な取組
⑤ひとり親家庭に対する相談支援の充実	● 所管課を中心として、ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実を図ります。
⑥生活困窮者に対する相談支援の充実	● 自立相談支援機関を中心として、生活困窮者に対する相談支援体制の充実を図ります。
⑦ひきこもりに対する相談支援の充実	● ひきこもりの人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。
⑧法律相談の充実	● 市社会福祉協議会が実施している弁護士による法律相談を通じて、市民に対する無料の法律相談の取組を進めます。【市補助事業】
⑨総合相談の充実	● 市社会福祉協議会が実施している総合相談事業を通じて、属性や世代を問わない相談支援の取組を進めます。【市補助事業】

目標

指標	現状値	目標値
重層的支援会議(※)の開催回数	5回 (令和4年度)	12回 (令和8年度)
地域包括支援センター相談件数	16,620件 (令和4年度)	20,000件 (令和8年度)

(※)令和4年度は試行的に実施

施策3	権利擁護支援の取組
------------	------------------

判断能力が十分でない認知症のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の権利を守り、本人が安心して地域で生活できるよう、成年後見制度の利用促進、被後見人の支援ネットワークの構築に取り組みます。

また、高齢者、障がい児者、子どもに対する虐待行為に対しては、重大な人権侵害と捉え、適切な対応と虐待防止の取組を徹底します。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①成年後見制度の利用促進	● 市社会福祉協議会と協働型で設置している中核機関（成年後見制度利用促進に係る中核機関）において、成年後見制度の広報・啓発活動、相談対応、利用支援等の取組を進めます。
②支援ネットワークの構築	● 成年後見運営協議会等により、関係機関と連携し、支援ネットワークの構築を進めます。
③虐待防止と対応の徹底	● 高齢者・障がい児者・子どもに対する虐待防止のために、適切な相談対応やサービスの提供を、関係機関と連携し実施します。 ● 高齢者・障がい児者・子どもに関する虐待通報・届出を市各部署、関係機関で受け、迅速かつ適切な対応を行います。

施策4 アウトリーチを通じた継続的支援

地域社会からの孤立している人や支援を拒否するセルフネグレクトの状態にある人、本人との信頼関係を築くまで時間を要する人など、必要な支援が届いていない人に対するアウトリーチを通じた継続的支援の取組を進めます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①アウトリーチを通じた継続的支援	<ul style="list-style-type: none">● 定期的な訪問等による見守り・支援が必要な要保護・要支援児童がいる家庭に対して、アウトリーチを通じた継続的な支援の取組を進めます。● 地域包括支援センターと連携し、高齢者に対するアウトリーチを通じた継続的支援の取組を進めます。● 民生委員・児童委員と連携し、高齢者等に対するアウトリーチを通じた継続的支援の取組を進めます。

〈用語解説〉

○ アウトリーチ

生活上の課題を抱えていても、自分から援助にアクセスできない人に対し、支援する側が訪問などを通して積極的に働きかけることで、支援につなげる取組

○ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人

第5章 重層的支援体制整備事業について

1 重層的支援体制整備事業の概要

令和3年（2021年）4月、市町村に対して包括的な支援体制の整備を努力義務化し、重層的な支援体制整備事業を新たに創設すること等を定めた改正社会福祉法が施行されました。

重層的支援体制整備事業とは、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制の構築を行うためのものであり、次の5つの事業により構成されています。

事業名	根拠条文
①包括的相談支援事業	社会福祉法第106条の4第2項第1号
②参加支援事業	社会福祉法第106条の4第2項第2号
③地域づくり事業	社会福祉法第106条の4第2項第3号
④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	社会福祉法第106条の4第2項第4号
⑤多機関協働事業	社会福祉法第106条の4第2項第5号

「①包括的相談支援事業」では、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止めます。

受け止めた相談のうち、内容が複雑化・複合化しているケースについては「⑤多機関協働事業」につなぎ、課題の解きほぐしや支援関係機関の役割分担を図り、各機関が十分な連携のもとで支援ができるような体制を整えます。

地域社会からの孤立が長期にわたる人等、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、「④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」により本人との関係性の構築を行うとともに、継続的な見守り支援等を行います。

継続的な見守り支援等を通じて地域や社会との関わりに意欲が出てきた人や、社会との関係性が希薄化しており、社会とのつながりをつくるための支援が必要な人には「②参加支援事業」を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整します。

また、「③地域づくり事業」では、市民同士の支え合う関係性を育みながら、地域生活課題の発生の防止・解決に関する体制の整備等を行います。

2 本市における重層的支援体制整備事業の取組

重層的支援体制整備事業のうち「⑤多機関協働事業」については、本市では重層的支援会議を令和5年度に設置していることから、既に実施済みです。

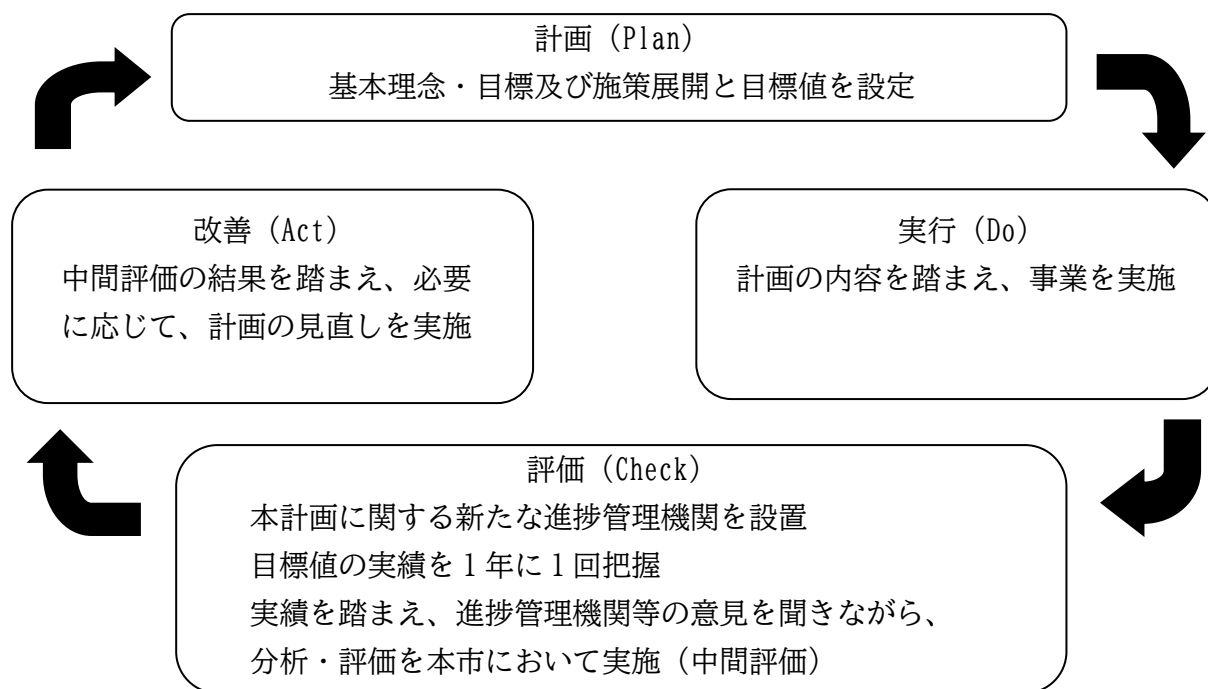
他の4事業については、本計画の各施策と連動させ、関係機関と連携し、検討を行います。

なお、重層的支援体制整備事業の各事業について、本計画の関係箇所は次のとおりとなります。

事業名	本計画の関係箇所
①包括的相談支援事業	●基本目標3「相談支援体制をつくる」 施策2「相談支援体制の充実」(27ページ)
②参加支援事業	●基本目標2「地域をつくる」 施策1「心をつなぐ居場所・交流の場づくり」(19ページ)
	●基本目標3「相談支援体制をつくる」 施策1「情報発信と「困りごと」の早期把握」(26ページ) 施策2「相談支援体制の充実」(27ページ)
③地域づくり事業	●基本目標1「人をつくる」 施策2「参加しやすい地域づくり」(18ページ)
	●基本目標2「地域をつくる」 施策1「心をつなぐ居場所・交流の場づくり」(19ページ) 施策2「平時における地域の支え合いの推進」(21ページ) 施策3「災害時における地域の支え合いの推進」(22ページ) 施策4「地域福祉活動への支援」(23ページ) 施策5「社会福祉法人の公益的な取組の推進」(24ページ) 施策6「外出・買い物支援の推進」(25ページ)
④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	●基本目標3「相談支援体制をつくる」 施策4「アウトリーチを通じた継続的支援」(30ページ)
⑤多機関協働事業	●基本目標3「相談支援体制をつくる」 施策2「相談支援体制の充実」(27ページ)

第6章 計画の進行管理

本計画に定める事項については、次のとおり、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて、計画の変更を含め、改善策を講じることとします。



1 策定体制

【監修】山崎安則（筑紫女学園大学人間科学部教授）

【庁内作業部会】福祉サービス課、すこやか長寿課、介護支援課、生活支援課、健康課
コミュニティ文化課、こども・若者政策課、こども健康課

2 計画策定の経過

年月日	策定経過
令和5年4月10日	庁内作業部会設置
令和5年5月31日	やすらぎのまち市民協議会において意見聴取（委員数10人）
令和5年7月11日	市民ワークショップ「ONONOふくしトーク～あったらよかねを考える～」の実施（参加者数68人）
令和5年9月21日	やすらぎのまち市民協議会において意見聴取（委員数10人）
令和5年11月24日	やすらぎのまち市民協議会において意見聴取（委員数10人）
令和5年12月4日 ～令和6年1月11日	パブリックコメントの実施

第 1 期大野城市地域福祉計画

令和 6 年 2 月

発 行 大野城市 すこやか福祉部 福祉サービス課
〒816-8510 福岡県大野城市曙町二丁目 2 番 1 号
(TEL) 092-580-1851【直通】 (Fax) 092-573-8083
(E-mail) fukusi@city.onojo.fukuoka.jp
